



## 【意見書の記載要領】

### 1 提出日

- ・提出した日を記載してください。西暦でも元号でもどちらでも問題ありません。

### 2 意見提出者

- ・住所、氏名、電話番号を記載してください。
- ・押印は必要ありません。

### 3 意見の対象となる（認定）太陽光発電事業計画

- ・所定の事項を記載ください。必要事項は環境生活総務課ホームページでも確認できます。
- ・どの太陽光発電事業に対し意見を提出しているのか誰が見ても分かるようにしてください。

### 4 （認定）太陽光発電事業計画と意見提出者の関係（利害関係の内容）

- ・太陽光発電事業計画と意見提出者との利害関係について記載してください。

### 5 自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見

- ・自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見について記載してください。

（参考）和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第10条（抜粋）

自治会等その他の当該太陽光発電事業に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了日までに、知事に対し、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見書を提出することができる。